

仮設住宅契約満了日一覧表

契約更新後の契約満了日は、仮設住宅ごとの建設完了日から3年となります。

団地名	確定戸数	更新前契約満了日	更新後契約満了日	団地名	確定戸数	更新前契約満了日	更新後契約満了日
横山住宅(1期)	59	平成25年4月28日	平成26年4月28日	中瀬町(1期)	20	平成25年7月29日	平成26年7月29日
志津川自然の家	81	平成25年5月8日	平成26年5月8日	中瀬町(2期)	42	平成25年7月29日	平成26年7月29日
志津川小学校グラウンド	60	平成25年5月9日	平成26年5月9日	荒砥(1期)	30	平成25年8月3日	平成26年8月3日
志津川中学校グラウンド	102	平成25年5月9日	平成26年5月9日	桜沢	16	平成25年8月3日	平成26年8月3日
吉野沢団地	84	平成25年5月10日	平成26年5月10日	館浜	15	平成25年8月3日	平成26年8月3日
志津川高校グラウンド	58	平成25年5月25日	平成26年5月25日	田尻畑	12	平成25年8月9日	平成26年8月9日
平成の森(テニスコート)	246	平成25年5月31日	平成26年5月31日	中瀬町(3期)(竹川原)	10	平成25年8月9日	平成26年8月9日
平成の森(林間駐車場)				切曾木(西戸)	18	平成25年8月9日	平成26年8月9日
入谷中学校	32	平成25年6月5日	平成26年6月5日	廻館	35	平成25年8月10日	平成26年8月10日
伊里前小学校	37	平成25年6月5日	平成26年6月5日	枅沢	38	平成25年8月10日	平成26年8月10日
歌津中学校	37	平成25年6月5日	平成26年6月5日	袖浜	33	平成25年8月11日	平成26年8月11日
南方町イオン跡地(1期)	200	平成25年6月10日	平成26年6月10日	保呂毛	11	平成25年8月11日	平成26年8月11日
入谷小学校	18	平成25年6月16日	平成26年6月16日	小森	48	平成25年8月11日	平成26年8月11日
戸倉中学校	67	平成25年6月19日	平成26年6月19日	細浦	18	平成25年8月11日	平成26年8月11日
港	44	平成25年6月21日	平成26年6月21日	沼田(1期)	40	平成25年8月11日	平成26年8月11日
葦の浜(1期)(農村公園)	18	平成25年6月21日	平成26年6月21日	沼田(2期)	20	平成25年8月11日	平成26年8月11日
水戸辺	18	平成25年6月22日	平成26年6月22日	中瀬町(4期)(竹川原②)	10	平成25年8月11日	平成26年8月11日
神割崎キャンプ場	31	平成25年6月22日	平成26年6月22日	大久保地区(2期)	7	平成25年8月11日	平成26年8月11日
林(椿山亭)	12	平成25年6月23日	平成26年6月23日	平磯地区(2期)	10	平成25年8月11日	平成26年8月11日
大久保地区(1期)	9	平成25年7月2日	平成26年7月2日	荒砥(2期)(平貝)	44	平成25年8月11日	平成26年8月11日
平磯地区(1期)	17	平成25年7月2日	平成26年7月2日	波伝谷	21	平成25年8月11日	平成26年8月11日
馬場地区	21	平成25年7月3日	平成26年7月3日	童子下(1期)	17	平成25年8月11日	平成26年8月11日
田茂川	16	平成25年7月3日	平成26年7月3日	童子下(2期)(中の町)	12	平成25年8月11日	平成26年8月11日
横山住宅(2期)	22	平成25年7月7日	平成26年7月7日	寄木(砂浜)	10	平成25年8月11日	平成26年8月11日
名足地区	34	平成25年7月20日	平成26年7月20日	中山	8	平成25年8月11日	平成26年8月11日
津の宮	20	平成25年7月25日	平成26年7月25日	南方町イオン跡地(2期)(GH含)	151	平成25年8月11日	平成26年8月11日
葦の浜(2期)(平松)	6	平成25年7月27日	平成26年7月27日	横山幼稚園跡地	24	平成25年8月11日	平成26年8月11日
泊浜地区(1期)	23	平成25年7月27日	平成26年7月27日	若者総合体育館	30	平成25年8月11日	平成26年8月11日
泊浜地区(2期)(田の頭)	7	平成25年7月27日	平成26年7月27日	山の神平(GH含)	28	平成25年8月30日	平成26年8月30日
岩沢	38	平成25年7月28日	平成26年7月28日				



応急仮設住宅(プレハブ住宅)の供与期間の延長に伴う契約更新についてのお知らせ

国から1年間の延長が認められたことに伴い、仮設住宅ごとに契約満了日が到来することから、改めて応急仮設住宅使用貸借に係る契約更新手続きが必要となります。

関係書類は、町で委託している生活支援員が順次配付いたしますので、記入例を参考に、町に必要事項を記入し、同封した返信用封筒に入れ、保健福祉課被災者支援係まで返送をお願いします。
 なお、平成24年11月6日以降に仮設住宅に入居された方は、既に1年延長後の契約となっていますので、今回の契約更新の手続きは必要ありません。

1 契約者の変更

これまで、宮城県と入居者との間で使用貸借契約を締結していましたが、応急仮設住宅の管理を県から町に事務委任されており、契約が宮城県知事から南三陸町長に変更になります。

2 自動更新条項の追加

入居者の皆様の負担軽減を図るために、今回締結する契約更新後において、さらに供与期間の延長が国から認められた場合に、新たに手続きを

せずに使用貸借期間の延長ができるように自動更新条項を追加しています。

3 入居の取り消しについて

次のような場合は、入居を取り消すことがあります(④⑨は今回追加分)。
 ①入居申込みに当たり、虚偽の申告があったとき。
 ②この住宅を他人に貸したり、権利を譲渡したとき。
 ③この住宅に無断で模様替えや増築をし、住宅の形状を変更したとき。
 ④この住宅を1か月以上継続

して留守にするときで、町に届け出ないとき。
 ⑤この住宅の使用目的または用途を変更したとき。
 ⑥この住宅に不正の行為によって入居したとき。
 ⑦この住宅または共同施設を故意または過失により毀損し、その必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
 ⑧粗野な態度、言動等により他の入居者へ不安感、迷惑を与え、町長の注意に従わず、改善することが見込まれないとき。
 ⑨その他、町長が入居させることを不適当と認めたとき。

契約更新手続き

① 支援員による関係書類配付

② 返信用封筒で書類を町へ返送

③ 書類審査

④ 郵便で契約書控えを送付

⑤ 契約更新完了

問い合わせ
 保健福祉課被災者支援係
 29-64451